

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月22日
【会社名】	株式会社プロパスト
【英訳名】	PROPERST CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目30番1号
【電話番号】	03 - 6853 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 齊藤 友子
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目30番1号
【電話番号】	03 - 6853 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 齊藤 友子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社の再生計画に係る認可決定が確定したことに伴い、平成22年7月30日に提出した有価証券届出書、並びに平成22年8月9日、平成22年8月17日、平成22年8月19日、平成22年8月25日及び平成22年8月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
  - 2 株式募集の方法及び条件
- (2) 募集の条件

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- (1) 全体方針
- 債務免除の実施及び債務超過の解消
  - 本優先株式第三者割当の実施
  - 減資等の実施
  - 株主責任

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	75,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 当社は単元株式制度を採用していません。

(注) 1 平成22年7月30日(金)付の取締役会決議によります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年8月17日(火)開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の特別決議による承認が得られること、当社の民事再生手続における再生計画案(以下「本再生計画案」といいます。)が平成22年8月25日(水)開催の債権者集会において可決され、かつ、当該再生計画(以下、当該債権者集会において可決された後の当該再生計画を「本再生計画」といいます。)について東京地方裁判所において認可決定が出された後、当該認可決定が確定すること、及び当社普通株式の上場が維持されていることが条件とされておりますが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において本第三者割当による新株式の発行が特別決議により承認され、また、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出されました。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	75,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 当社は単元株式制度を採用していません。

(注) 1 平成22年7月30日(金)付の取締役会決議によります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年8月17日(火)開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の特別決議による承認が得られること、当社の民事再生手続における再生計画案(以下「本再生計画案」といいます。)が平成22年8月25日(水)開催の債権者集会において可決され、かつ、当該再生計画(以下、当該債権者集会において可決された後の当該再生計画を「本再生計画」といいます。)について東京地方裁判所において認可決定が出された後、当該認可決定が確定すること、及び当社普通株式の上場が維持されていることが条件とされておりますが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において本第三者割当による新株式の発行が特別決議により承認され、また、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出され、平成22年9月22日(水)付で当該認可決定が確定いたしました。

&lt;後略&gt;

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
4,000	2,000	1株	平成22年10月1日	該当事項なし	平成22年10月1日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込期間及び払込期日は、当社の民事再生手続における本再生計画案が平成22年8月25日(水)開催の債権者集会において可決され、かつ、同日、本再生計画について東京地方裁判所において認可決定が出された後、平成22年9月25日(土)に当該認可決定が確定することを想定して設定しておりましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出されました。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
4,000	2,000	1株	平成22年10月1日	該当事項なし	平成22年10月1日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込期間及び払込期日は、当社の民事再生手続における本再生計画案が平成22年8月25日(水)開催の債権者集会において可決され、かつ、同日、本再生計画について東京地方裁判所において認可決定が出された後、平成22年9月25日(土)に当該認可決定が確定することを想定して設定しておりましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出され、平成22年9月22日(水)付で当該認可決定が確定いたしました。

&lt;後略&gt;

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### (1) 全体方針

#### (訂正前)

##### 債務免除の実施及び債務超過の解消

当社は、上記のとおり、平成22年5月期第3四半期において36,412百万円、同年5月期末において30,091百万円という大幅な債務超過に陥っており、かかる債務超過を解消するためには、債権者の皆様に債務超過に相当する金額の金融支援をいただくことが必要となっております。そこで、債権者の皆様に対しては、無担保債権について、本再生計画に基づき、民事再生手続に従った債務免除をお願いしておりましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出されましたので、本再生計画の定めに従い、平成22年10月31日（ただし、平成22年10月31日に本再生計画案に係る再生計画認可決定が未だ確定していないときは、再生計画認可決定が確定した日）を効力発生日として債務免除が実施されます（ただし、弁済した部分及びD E Sのために現物出資した部分は除きます。なお、不動産等によって担保されている別除権付再生債権については、確定した別除権不足額（別除権の目的物からの弁済を受けることができない債権の額）が無担保債権となります。）。

##### 本優先株式第三者割当の実施

#### < 前略 >

最終的に発行する第1種優先株式の数にもよりますが、本優先株式第三者割当により、潜在的には既存株主の普通株式が約200%希釈化されることが想定され、本第三者割当による希釈化率を合わせますと、約221.6%の希釈化が生じる可能性があります。なお、本優先株式第三者割当につきましては、本定時株主総会において、株主の皆様により第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行すること等に係るご承認が得られること並びに当社の民事再生手続における本再生計画案に係る再生計画認可決定が確定することを条件として、平成22年10月末ころに実施することを想定しておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行することについて承認可決され、また、平成22年8月25日付で東京地方裁判所において本再生計画案に係る再生計画認可決定が出されました。また、本優先株式第三者割当は、再生債権を現物出資することにより行われるため、割当ての対象となる債権者が当社との間で株式引受契約を締結することも、当該債権者への第1種優先株式の割当てを行う前提条件となります。

##### 減資等の実施

本第三者割当、債務免除（上記）及び本優先株式第三者割当（上記）を実施したとしても、多額の資本の欠損が存在したままでは分配可能額が発生する見込みがないことから、当社は、優先株主を含む全株主の皆様への配当を容易にするために、資本金及び資本準備金の額の減少を実施することを計画しており、減資については、平成22年6月21日付で、東京地方裁判所に対して減資を定める本再生計画案提出の許可申請を行い、同日、同裁判所から許可を得ております。したがって、減資を定める本再生計画案について裁判所の認可決定がなされ、それが確定すれば、資本金の額は4,100百万円減少されることとなりますが、平成22年8月25日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出されました。ただし、当該減資の時期は平成23年5月31日としておりますので、本第三者割当及び本優先株式第三者割当（上記）の実行により、減少前の資本金の額は現在の当社の資本金の額である4,169百万円とは異なる予定です。また、当該減資につきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少する方法を予定しており、いわゆる100%減資には該当しません。資本準備金の減少については、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て実行することを予定しておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において承認可決され、平成22年8月17日付で実行されました。なお、これらの減資・減準備金に加えて、第1種優先株式の発行に伴い増加する資本金及び資本準備金についても、会社法所定の手続を経た上で減少させます。

##### 株主責任

本第三者割当及び本優先株式第三者割当（上記）を行った場合、上場廃止基準に反しない範囲（希釈化率300%以内の範囲）で、潜在ベースでの議決権の希釈化が生じることとなります。既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくことになり、大変なご負担とご迷惑をおかけするものではあります。本第三者割当及び本優先株式第三者割当は、本再生計画について債権者の皆様の賛同を得て、当社の事業を継続するために必要なものと考えておりましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決されました。なお、既存株主が保有する株式全部の無償取得（いわゆる100%減資）や株式併合は予定しておりません。

#### (訂正後)

#### 債務免除の実施及び債務超過の解消

当社は、上記のとおり、平成22年5月期第3四半期において36,412百万円、同年5月期末において30,091百万円という大幅な債務超過に陥っており、かかる債務超過を解消するためには、債権者の皆様に債務超過に相当する金額の金融支援をいただくことが必要となっております。そこで、債権者の皆様に対しては、無担保債権について、本再生計画に基づき、民事再生手続に従った債務免除をお願いしていましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出され、平成22年9月22日付で当該認可決定が確定いたしましたので、本再生計画の定めに従い、平成22年10月31日を効力発生日として債務免除が実施されます（ただし、弁済した部分及びD E Sのために現物出資した部分は除きます。なお、不動産等によって担保されている別除権付再生債権については、確定した別除権不足額（別除権の目的物からの弁済を受けることができない債権の額）が無担保債権となります。）。

#### 本優先株式第三者割当の実施

< 前略 >

最終的に発行する第1種優先株式の数にもよりますが、本優先株式第三者割当により、潜在的には既存株主の普通株式が約200%希釈化されることが想定され、本第三者割当による希釈化率を合わせますと、約221.6%の希釈化が生じる可能性があります。なお、本優先株式第三者割当につきましては、本定時株主総会において、株主の皆様により第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行すること等に係るご承認が得られること並びに当社の民事再生手続における本再生計画案に係る再生計画認可決定が確定することを条件として、平成22年10月末ころに実施することを想定していましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行することについて承認可決され、また、平成22年8月25日付で東京地方裁判所において本再生計画案に係る再生計画認可決定が出され、平成22年9月22日付で当該認可決定が確定いたしました。また、本優先株式第三者割当は、再生債権を現物出資することにより行われるため、割当ての対象となる債権者が当社との間で株式引受契約を締結することも、当該債権者への第1種優先株式の割当てを行う前提条件となります。

#### 減資等の実施

本第三者割当、債務免除（上記）及び本優先株式第三者割当（上記）を実施したとしても、多額の資本の欠損が存在したままでは分配可能額が発生する見込みがないことから、当社は、優先株主を含む全株主の皆様への配当を容易にするために、資本金及び資本準備金の額の減少を実施することを計画しており、減資については、平成22年6月21日付で、東京地方裁判所に対して減資を定める本再生計画案提出の許可申請を行い、同日、同裁判所から許可を得ております。したがって、減資を定める本再生計画案について裁判所の認可決定がなされ、それが確定すれば、資本金の額は4,100百万円減少されることとなりますが、平成22年8月25日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出され、平成22年9月22日付で当該認可決定が確定いたしました。ただし、当該減資の時期は平成23年5月31日としておりますので、本第三者割当及び本優先株式第三者割当（上記）の実行により、減少前の資本金の額は現在の当社の資本金の額である4,169百万円とは異なる予定です。また、当該減資につきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少する方法を予定しており、いわゆる100%減資には該当しません。資本準備金の減少については、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て実行することを予定していましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において承認可決され、平成22年8月17日付で実行されました。なお、これらの減資・減準備金に加えて、第1種優先株式の発行に伴い増加する資本金及び資本準備金についても、会社法所定の手続を経た上で減少させます。

### 株主責任

本第三者割当及び本優先株式第三者割当（上記 ）を行った場合、上場廃止基準に反しない範囲（希釈化率300%以内の範囲）で、潜在ベースでの議決権の希釈化が生じることになります。既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくことになり、大変なご負担とご迷惑をおかけするものではありませんが、本第三者割当及び本優先株式第三者割当は、本再生計画について債権者の皆様の賛同を得て、当社の事業を継続するために必要なものと考えておりましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、平成22年9月22日付で当該認可決定が確定いたしました。なお、既存株主が保有する株式全部の無償取得（いわゆる100%減資）や株式併合は予定しておりません。